

令和2年度「新潟新卒者等人材確保推進本部」等会合 次第

と き 令和2年5月11日（月）
【書面開催】

○ 議 題

第1部 令和2年度「新潟新卒者等人材確保推進本部」会合

【資料No.1】 「新潟新卒者等人材確保推進本部」設置要綱（案）の改正

【資料No.2】 令和元年度「新潟新卒者等人材確保推進本部」の取組状況（案）

【資料No.3】 令和2年度「新潟新卒者等人材確保推進本部」として取り組む事項（案）

第2部 令和2年度「新潟県高等学校就職問題検討会議」等会合

【資料No.4】 「新潟県高等学校就職問題検討会議設置要綱」（案）の改正

【資料No.5】 高等学校卒業予定者の就職問題に関する申し合わせ（案）

【資料No.6】 「若年者雇用問題検討会議設置要綱」（案）の改正

【資料No.7】 令和2年度若年者支援年間行動計画（案）

「新潟新卒者等人材確保推進本部」設置要綱（案）

1 趣旨

新規学校卒業者及び未就職卒業者（以下「新卒者等」という。）が、一人でも多く内定を得て、かつ県内就職及びU・Iターンを促進し、企業における人材を確保するためには、地域の関係者が密接に連携し、地域の総力を挙げて就職支援を行う必要がある。

このため、労働局、公共職業安定所（以下「安定所」という。）、経済産業局、地方公共団体、学校、労働界、産業界その他地域の新卒者の雇用に関係している者等で構成する「新潟新卒者等人材確保推進本部」を設置し、労働局・安定所を中心とした、地域における新卒者等の就職・採用支援についての企画・調整等を行う。

2 本部の体制等

(1) 本部は次の者により構成し、本部長が主催する。

- ・ 本部長 新潟労働局長
- ・ 副本部長 新潟労働局総務部長 新潟県産業労働副部長
- ・ 本部員 別表及び本部長が指名する者

(2) 本部の下に本部員等で構成するワーキンググループを置くことができる。

(3) その他

事務局長を職業安定部長とし、庶務は職業安定課で行う。

3 本部の業務内容

本部においては、以下の事項について業務を実施する。

- (1) 地域における新卒者等支援の実施状況の把握、必要な支援の企画
- (2) 地域における新卒者等の就職・採用状況等の調査・把握、分析等
- (3) 地域における離学者の状況の把握・要因分析、これらを踏まえた必要な支援の企画
- (4) 事業主等への「若者雇用促進法」等についての周知・啓発
- (5) その他新卒者等の就職支援、県内就職促進、県内U・Iターン促進、就職後の職場定着及び企業における学卒等の人材確保に資する事項の検討等

4 その他

本要綱に定めるほか、本部の運営に必要な事項は本部長が定める。

附則

本要綱は平成22年10月13日から施行する。

平成26年4月25日一部改正

平成28年4月27日一部改正

平成30年5月9日一部改正

令和2年4月1日一部改正（別表の組織名の変更）

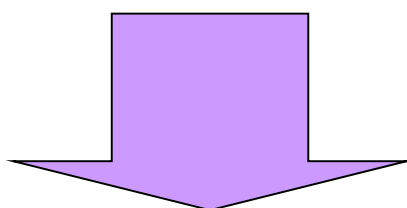
「新潟新卒者等人材確保推進本部」構成員名簿

本部組織	所属機関・役職
本部長	新潟労働局長
副本部長	新潟労働局総務部長 新潟県産業労働副部長
本 部 員	関東経済産業局地域経済部社会・人材政策課長
	新潟県産業労働部しごと定住促進課長(※組織名変更)
	新潟県産業労働部職業能力開発課長
	新潟県総務管理部大学・私学振興課長
	新潟県教育庁高等学校教育課長
	新潟市経済部雇用政策課長
	新潟市教育委員会学校支援課長
	(一社)新潟県経営者協会専務理事
	新潟県中小企業団体中央会専務理事
	(一社)新潟県商工会議所連合会専務理事
	新潟県商工会連合会専務理事
	日本労働組合総連合会新潟県連合会事務局長
	新潟大学キャンパスライフ支援センター キャリア支援課長(※組織名変更)
	長岡大学就職支援室長
	(一社)新潟県専修学校各種学校協会会長
	新潟県高等学校長協会理事
	新潟県私立中学高等学校協会理事
	新潟NPO協会事務局長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部長
	新潟公共職業安定所長
新潟労働局職業安定部長	

令和元年度「新潟新卒者等人材確保 推進本部」の取組状況（案）

令和元年度「新潟新卒者等人材確保推進本部」目標

- 令和2年3月末での県内高校生就職希望者の就職率100%、県内就職率85.6%（前年度実績）以上を目指します。
- 令和2年3月末での県内大学生等の就職率97.5%以上、県内就職率57.0%（前年度実績）以上を目指します。
- 既卒者（卒業後3年以内の学校卒業者）の新規求職申込に対する就職率
前年実績（65.6%）以上を目指します。



■ 目標に対する実績

- 令和2年3月末高等学校新規卒業者
就職率 99.8%（前年比 0.2P低下）
県内就職率 85.1%（前年比 0.5P低下）
- 令和2年3月末大学等新規卒業者
就職率 96.8%（前年比 0.7P低下）
県内就職率 55.2%（前年比 1.8P低下）
- 平成30年度既卒者（卒業後3年以内の学校卒業者）
新規求職申込に対する就職率 51.6%（前年比 14.0P低下）

令和元年度 新卒者・既卒者就職支援に関する取組状況実績

(新潟労働局・新潟新卒応援ハローワーク・各ハローワーク)

■ 企業説明会や就職面接会の開催実績

新卒者が中小・中堅企業の人事担当者に仕事の内容・魅力などを直接確認・応募できるように、企業説明会や就職面接会を県内各地で22回開催。

参加企業数	1,574社	(前年比	8.7%減)
参加者数	5,256人	(前年比	5.0%減)
うち高校生	4,912人	(前年比	4.3%増)
うち大学等	344人	(前年比	13.8%減)



■ 「新潟新卒応援ハローワーク」による支援実績

就職活動中の学生・既卒者が利用しやすい専門のハローワークとして、平成22年9月24日ハローワーク新潟 若者しごと館内(新潟市中央区弁天2-2-18)に設置。

来所者数	5,869人	(前年比	2.3%減)
新規求職登録者数	1,940人	(前年比	22.2%増)
就職者数	933人	(前年比	17.7%減)
セミナー参加者数(55回開催)	1,442人	(前年比	28.3%減)
臨床心理士による相談件数	42人	(前年比	2.4%増)

■ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）の周知

平成27年10月以降順次施行された若者雇用促進法について事業主へ周知。

ユースエール認定企業 23社（令和2年3月31日現在）
全 国 729社（令和2年3月31日現在）

令和元年度 新規8件 ※ 全国 8位



エールベア



認定マーク

ユースエール認定制度とは

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

■ 「就職支援ナビゲーター」による支援実績

（令和2年度は県内各ハローワークに27人配置）

【主な活動】

- 担当者制による一貫したきめ細やかな個別支援（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
- 出張相談・就職支援セミナーなど学校からのニーズに合わせた支援
- 職業適性検査や各種ガイダンス・セミナーなどの実施
- 新卒者・既卒者向けの求人開拓

相談者数 13,082人（前年比 6.3%減）
就職者数 3,667人（前年比 8.9%減）
求人開拓数 1,152人（前年比 8.4%減）

■ 高校生・大学生等の保護者に対する啓発活動実績

保護者に対して厳しい雇用環境について理解を促すとともに、地元企業への就職や正規雇用としての就職等について働きかけ。

保護者との相談件数	423件	(前年比	1.6%減)
うち中学・高校	246件	(前年比	11.3%増)
うち大学等	177件	(前年比	15.3%減)

保護者向けセミナー開催数	8回	(前年比	38.5%減)
参加者数	229人	(前年比	29.8%減)

■ 職場定着・早期離職防止のための活動実績

○在学中にビジネスマナーを中心とした講習を開催し、職場定着・早期離職の防止。

高校生「社会人準備セミナー」

開催数 19回 (前年比 9.5%減)

参加者数 1,062人 (前年比 0.5%減)

○就職後も仕事の悩みや不安を抱えた時は、ハローワークで相談できることを周知。
また、就職後の声かけ、事業主に対しても定着相談・指導を実施。

対就職者アプローチ件数(延べ) 1,313件 (前年比 8.9%減)

対就職者定着支援実施件数(延べ) 791件 (前年比 12.8%減)

対企業定着支援実施件数(延べ) 285件 (前年比 14.2%減)

■ キャリア教育（職業意識形成）のための活動実績

中学生・高校生を中心に、学卒ジョブサポーターや民間企業人事担当者などによる、在学中の早い段階から、将来の生き方・働き方を考えるきっかけや、幅広い職業への関心を高めることができるように、就職に向けた講習等を開催。

高校生 開催回数 52回（前年比 17.5%減）
参加人数 3,052人（前年比 15.4%減）

中学生 開催回数 92回（前年比 9.8%減）
参加人数 8,296人（前年比 12.4%減）

■ 労働法制の普及

中学生・高校生等を対象に労働法制の周知及び基礎的知識の講義等を実施。

セミナー等 開催回数 74回（前年比 5.7%増）
うち、中学開催回数 7回
うち、高校開催回数 59回
うち、高校開催回数 8回

参加人数 3,248人（前年比 4.6%増）

■ 広報活動の実績

- 新卒者の求人・求職状況及び職業紹介状況を報道・HP発表。

6回プレスリリース（前年6回）

■ 新卒応援ハローワークによる支援

学校との連携事例

①学校が開催する「就職支援セミナー」への協力を実施

＜内容＞

- ・ 模擬面接、グループ面接等の実施
- ・ 就活の心構え、自己理解・企業研究、ビジネスマナー等

②学校訪問による情報交換の実施

＜内容＞

- ・ 新卒応援ハローワークの利用案内
- ・ 合同企業説明会や各種セミナーなどイベントの開催案内
- ・ 求人情報の提供

③出張相談の実施

＜内容＞

- ・ **就職支援ナビゲーター**を派遣し、就活相談やジョブカードの作成支援、ジョブカードを活用したキャリアコンサルティングを実施
- ・ 学内で開催される合同企業説明会等に相談窓口を設置



令和2年度 新潟新卒者等人材確保推進本部として取り組む事項（案）

1 新規学卒者の県内就職に向けた取組（高校生対象）

2 新規学卒者の県内就職に向けた取組（大学等対象）

3 既卒者の県内就職に向けた取組

4 U・Iターン希望者への取組

5 人手不足への対応

6 その他

1 新規学卒者の県内就職に向けた取組（高校生対象）

凡例：○赤字見え消し・・・昨年度からの変更箇所

○赤字・・・・・・・・今年度の新規事業

※コロナウイルス感染拡大防止のため、実施時期や方法等変更する場合があります。

【目標】 ~~令和3年(2020年)~~3月卒の県内高校生 就職内定率100%
県内就職率85.1%（前年度実績）以上 ※令和3年3月末時点

（1）新潟の産業・企業理解

地元企業の理解を深めるために、ハローワーク、地方自治体、商工団体、学校等が連携して実施

- ① 応募前企業説明会の開催
- ② 生徒及び学校教師等に対する職場見学会の開催
- ③ 高校生就職面接会の開催
- ④ 事業主と高校教師の意見交換会の開催
- ⑤ 建設業界！魅力発見ツアーの実施

（2）企業情報の発信

- ① ユースエール認定企業の周知
- ② 求人票「青少年雇用情報」欄を活用した職場情報の提供
- ③ 新潟県企業紹介動画による企業情報の提供
- ④ 企業ガイドブックによる企業情報の提供

（3）各種支援の実施

- ① キャリア探索プログラム等による職業意識形成の支援
- ② 「新潟新卒応援ハローワーク」による個別相談等
- ③ 保護者に対し、生徒の適切な進路選択に関する理解を促進等するためのセミナーを開催

2 新規学卒者の県内就職に向けた取組（大学等対象）

【目標】 ~~令和3年(2020年)~~3月卒の県内大学生等
就職内定率96.8%（前年度実績）以上
県内就職率55.2%（前年度実績）以上 ※令和3年3月末時点

（1）新潟の産業・企業理解

- ① 企業説明会・就職面接会の開催
- ~~② ジョブサーチバスによる職場見学会の開催~~
- ② インターンシップ事業・マッチングイベント等の実施
- ③ 新潟の産業・企業を知るための講座等の開催
- ~~⑤ ものづくり合同企業説明会の開催~~
- ④ 産官学連携による参加型ワークショップの開催
- ⑤ 県内大学等と県内企業との情報交換会の開催
- ⑥ 企業若手社員との交流会

（2）企業情報の発信

- ① ユースエール認定企業の周知
- ② 求人票「青少年雇用情報」欄を活用した職場情報の提供
- ③ 新潟県企業紹介動画による企業情報の提供
- ④ 企業ガイドブックによる企業情報提供

（3）各種支援の実施

- ① 「新潟新卒応援ハローワーク」による個別相談等実施
- ② キャリア・プランを作成するツールとしてジョブ・カード活用
- ③ 保護者向けセミナーとして学生等によるパネルディスカッションの実施
- ~~④ 保護者向け企業セミナー・見学会や合同企業説明会の開催~~
- ④ 心理的支援が必要な者等を対象に臨床心理士による相談実施
- ⑤ 留学生コーナーを開設し外国人留学生の就労支援（新潟新卒応援ハローワーク内）

3 既卒者等の県内就職に向けた取組

【目標】 既卒者（卒業後3年以内の学校卒業者）の新規求職申込に対する就職率**51.6%**（前年度実績）以上 ※令和3年3月末時点

（1）各種支援の実施

- ① 「新潟新卒応援ハローワーク」を中心に、県内ハローワークにおいて既卒者に対する個別相談等実施
- ② 地元企業理解を深めるため、ハローワーク、地方自治体、商工団体等が連携し「企業説明会」、「就職面接会」の開催
- ③ 「新潟新卒応援ハローワーク」において面接対策等のセミナーの開催
- ④ 心理的支援が必要な者等を対象に臨床心理士による相談実施

（2）各種助成金の活用

正規雇用化促進のため、トライアル雇用、**特定求職者雇用開発助成金**、キャリアアップ助成金等の活用、**及び、東京23区在住・通勤者の移住・就業促進のため、移住支援金を活用**

（3）公共職業訓練・求職者支援訓練の実施

既卒者等未就職者向けの職業人として必要な知識・技術・ビジネスマナー等を習得するための訓練実施

（4）ユースースエール認定企業の周知

4 U・Iターン希望者への取組

【首都圏における相談窓口】

- （1）「にいがたUターン情報センター」における支援、県内ハローワーク・若者しごと館における**同センター**の登録勧奨
- （2）新潟県U・Iターンコンシェルジュによる支援

【U・Iターン希望者への取組】

（1）県外大学生への支援

- ① 「企業説明会」・「就職面接会」の開催
- ② 県外学生と県内企業との交流会の開催
- ③ 県外大学内イベントでの個別相談
- ④ インターンシップ事業・マッチングイベント等の実施
- ⑤ 就職活動等にかかる交通費・宿泊費の補助
- ⑥ U・Iターン就職ミニイベント

（2）県外大学との連携

- ① 県外大学と「学生U・Iターン就職促進に関する協定」締結。
（令和2年4月現在 33校と締結）
- ② 県外大学の就職担当者を対象とした企業見学会の開催

（3）県外大学生の保護者向け支援

- ① 県外大学保護者会でのUターン就職説明会の実施、**保護者向け企業セミナー・見学会や合同企業説明会の開催**
- ② Uターン情報誌の送付、**L I N E**を活用した情報提供

（4）社会人への支援

U・Iターン就職ミニイベント実施

5 人手不足への対応

【人手不足分野等における取組】

- (1) 就職フェア（面接会）・企業ガイダンスの開催
 - ① 介護分野の就職面接会
 - ② ものづくりの就職面接会
 - ③ 建設分野の就職面接会
 - ④ ハローワークを会場に行う面接会・求人説明会
- (2) 職場見学会・求人説明会の開催
 - ① 応募前職場見学会
 - ② 福祉分野の職場見学会・求人説明会
- (3) 雇用管理改善に向けた啓発
雇用管理改善の相談セミナーの開催（介護分野）

【職場定着に向けた取組】

- (1) 学卒ジョブサポーターによる定着支援
- (2) 社会人準備セミナーの開催
- (3) 社会人経験交流会の開催

【人材育成による取組】

ハートトレーニング（公的職業訓練）の実施
ものづくり、介護、IT等の分野の訓練実施

【ハローワークにおけるマッチングの取組】

「新潟新卒応援ハローワーク」を中心に、県内ハローワークにおいて
マッチングの実施

6 その他

- (1) 「新潟新卒者等人材確保推進本部」名で求人・求職状況の公表
- (2) 職業意識形成支援の推進
 - ① キャリア探索プログラム等による職業意識形成の支援
 - ② インターンシップ等の推進
- (3) キャリア教育にかかる支援
高校内企業説明会の開催（1・2年生対象）
- (4) 労働法制の普及
 - ① 中学・高校生を対象に労働法制に関する基礎的知識の講義実施
 - ② 新潟大学における寄附講座の継続実施
- (5) 本部を構成する行政・学校・経済団体等が連携して青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）の周知
- (6) 職場定着の支援
就職後も職場や仕事での悩み等をハローワークで幅広く相談
できることの周知
- (7) フリーター等若年者に対する就職支援
 - ① 「わかものハローワーク」、ハローワーク内の「わかもの支援窓口」等における担当者制によるきめ細やかな就職支援の実施
 - ② 各種職業訓練制度、トライアル雇用を活用した正規雇用への就職支援の実施
- (8) 地域若者サポートステーションによる就職支援の実施
- (9) 離学者に対する就労支援施策の周知（リーフレット作成・配布）

新潟県高等学校就職問題検討会議設置要綱（案）

1 目的

近年、経済・産業構造の変化、就業構造の変化、企業の採用や処遇の変化などにより、新規高卒者の労働市場は急速に縮小しており、年々求人が減少し未就職卒業生やフリーター志向の増加が問題となっている。

また、生徒の社会人・職業人としての基本的な資質・能力の不足や職業観・勤労観等の未成熟も指摘されるとともに、就職指導のあり方や就職慣行等の持つ課題が顕在化し、有効性に疑問の声も上がってきているところである。

このことから、関係機関、教育行政機関と経済団体及び職業安定行政機関において、新規高卒者の就職あっせんの仕組みや、就職支援について検討することを目的として「新潟県高等学校就職問題検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討会議の構成

検討会議の構成は以下のとおりとする。

（一社）新潟県経営者協会、新潟県中小企業団体中央会

（一社）新潟県商工会議所連合会、新潟県商工会連合会

新潟県高等学校長協会、新潟県私立中学高等学校協会

新潟県総務管理部大学・私学振興課、新潟県産業労働観光部しごと定住促進課

新潟県産業労働観光部職業能力開発課、新潟県教育庁高等学校教育課

新潟市経済部雇用政策課、新潟市教育委員会学校支援課

日本労働組合総連合会新潟県連合会、新潟NPO協会

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部、新潟公共職業安定所

新潟労働局職業安定部職業安定課

3 検討事項

（1）応募・推薦に係る申し合わせ、確認のあり方について

（2）応募前職場見学会の開催について

（3）その他新規高卒者の就職支援のあり方について

4 事務局

検討会の事務局は、新潟県教育庁高等学校教育課及び新潟労働局職業安定部職業安定課に置く。

附 則	平成14年	4月	4日	制 定
	平成14年	9月	6日	一部改正
	平成23年	2月	23日	一部改正
	平成26年	4月	1日	一部改正
	平成27年	4月	1日	一部改正
	令和2年	4月	1日	一部改正（構成員の組織名の変更）

高等学校卒業予定者の就職問題に関する申し合わせ（案）

新潟県高等学校就職問題検討会議において、高等学校卒業予定者の応募・推薦について下記のとおり申し合わせを行うこととする。

令和2年度卒業予定者について、下記のとおりとする。

令和2年度新潟県高等学校就職問題検討会議確認事項

令和3年3月新規高等学校卒業予定者の企業への応募・推薦については、令和2年10月31日までは従来どおり1人1社とし、採用選考日が11月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認めることについて、下記事項を確認するものとする。

1 応募・推薦について

(1) 対象となる生徒

複数応募できる対象者は、10月31日までに採用が内定していない者とする。

ただし、10月31日までに採用試験を受け、採否結果がまだ出ていない者は対象外とする。

(2) 対象企業

11月1日以降に採用選考を実施する全ての企業とする。

(3) 他都道府県への応募について

11月1日以降選考日の県外応募については、応募先都道府県の申し合わせ事項に基づくとともに、県内外を含めて受験できる企業数は、本県申し合わせ事項による2社以内とする。

(4) その他

①企業は、求人票に採用選考日の記載がない場合には、応募書類を受領した後、速やかに採用選考日を学校を通じて生徒に通知することとし、採用選考結果については最終の採用選考日から原則として7日以内に通知すること。

また、内定辞退者があった学校に対して、次年度以降も従来と同様に取り扱うこと。

②生徒は、企業から採用内定通知が届いた時には、7日以内に入社承諾書を事業主へ提出すること。

なお、企業が入社承諾書の提出期限を指定した場合はその期日までに提出すること。

入社承諾書を提出した生徒は、内定辞退や他社への応募は行わないこと。

また、入社承諾書を提出した生徒は、同時に、応募・受験している企業に対し採用内定辞退届又は応募取消届を提出すること。

2 「申し合わせ」の周知について

各公共職業安定所は、企業からの求人申込みの際、この「申し合わせ」を添付し、その趣旨の理解を図るものとする。

また、各高等学校等は、学校内の教職員はもとより、生徒への周知徹底を図るものとする。

令和2年5月 日

新潟県高等学校就職問題検討会議

令和元年度 複数応募・推薦に関する事業所ヒアリング結果

新潟労働局職業安定課

対象事業所数：今年度高卒求人申し込み事業所 110社（前年は103社）
実施時期方法：元年12月～2年1月にハローワークが事業所より聴き取りを実施
概要 **要**：複数応募制度を知っている事業所の割合は前年より増加し96.4%、知らない事業所の割合は3.6%となった。
 複数応募制度に賛成の事業所の割合は、前年に比べ増加し、76.4%となった。又、複数応募の開始時期については、現行時期（11月1日から）を希望する事業所の割合が54.8%と最も多く、応募開始時期を早めた方が良いのではという事業所割合はほぼ前年並みとなった。

〔内 訳〕

1 複数応募制度の認知度	(今年度)	【前年度】
●当該制度を承知していた事業所	106社 (96.4%)	89社 【86.4%】
●当該制度を知らなかった事業所	4社 (3.6%)	14社 【13.6%】
2 複数応募制度の賛否、開始時期		
●賛成	84社 (76.4%)	75社 【72.8%】
・9月16日からの開始（選考当初）	11社 (13.1%)	21社 【28.0%】
・10月1日からの開始	17社 (20.2%)	11社 【14.7%】
・10月15日からの開始	9社 (10.7%)	5社 【6.7%】
・11月1日からの開始（現行）	46社 (54.8%)	36社 【48.0%】
・12月1日からの開始	1社 (1.2%)	1社 【1.3%】
●判断しかねる	19社 (17.3%)	17社 【16.5%】
●反対	7社 (6.4%)	11社 【10.7%】
●未記入	0社 (0.0%)	0社 【0.0%】
※括弧内の構成比は少数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。		

○複数応募制度の賛否に係る意見等（抜粋）

〔制度賛成であり、複数応募開始時期も現状でよいという意見〕

- ・初めは、本当に入社したい会社1本に絞ることが大切かと思います。11/1～位になると本人も不安になってくるかと思いますので、11/1～（現行の）複数のままが良いと思います。
- ・時期としても、11月からで適切だと思います。

〔賛成ではあるが、応募開始時期を早めたほうが良いという意見〕

- ・ほとんどの企業が9月に採用を開始することから、9月に内定が決まらなかった生徒については、少しでも早く次のステップに移られるほうが良いと考えます。企業についても早くに予定採用人数確保ができれば幸いです。
- ・できるだけ早い応募者を把握したいためです。

〔賛成ではあるが、応募開始時期を早めることには反対という意見〕

- ・選考開始から複数応募を開始した場合、併願が可能となり内定辞退が起り得る。高校生にとっては選択肢が増え良いと思うが、企業にとっては採用人員確保のメドが立てにくくなる。

- ・選考開始から複数応募制にした場合、大企業、人気のある企業が強くなり中小企業は厳しい状況が予想される。

〔制度反対に係る意見等〕

- ・今でも応募者が少ないのに辞退されたら困る。
- ・求人倍率からもわかるように、求人に対して就職希望者が圧倒的に少ない中で複数応募を実施すると、企業の採用に係る負担が増すように思える。

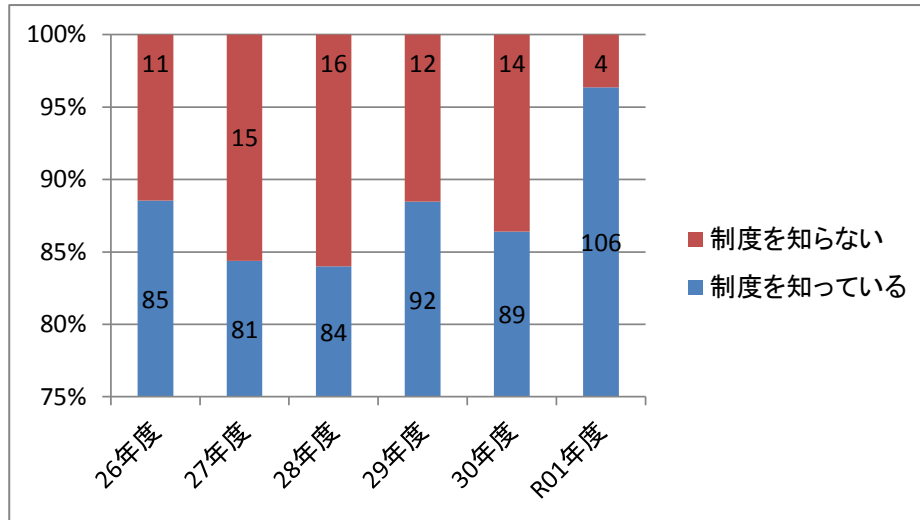
〔中間的（判断しかねる）意見等〕

- ・新潟県以外でも活動を行っているので、全国统一になると良い。
- ・道を広げるという意味では賛成ですが、当社を選んでもらえなかった場合に困るため。

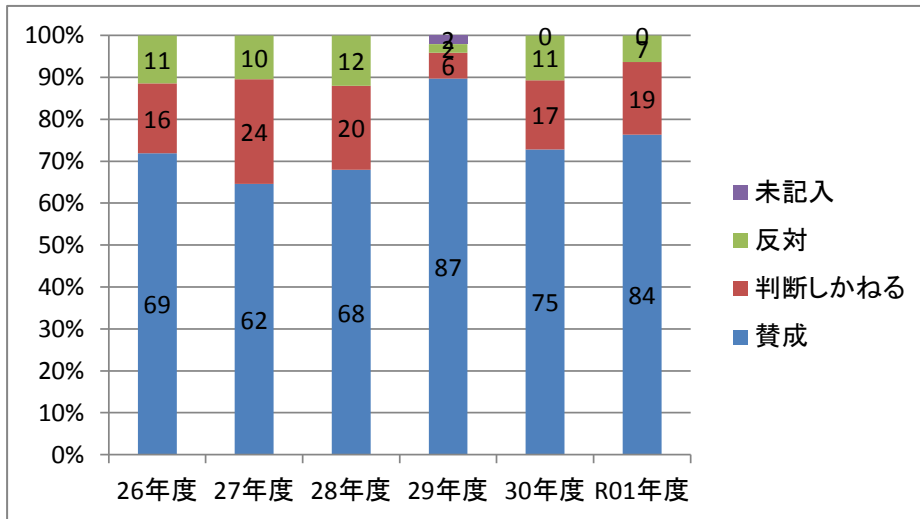
複数応募・推薦に関する事業所ヒアリング結果(年度別比較)

令和2年2月
新潟労働局職業安定課

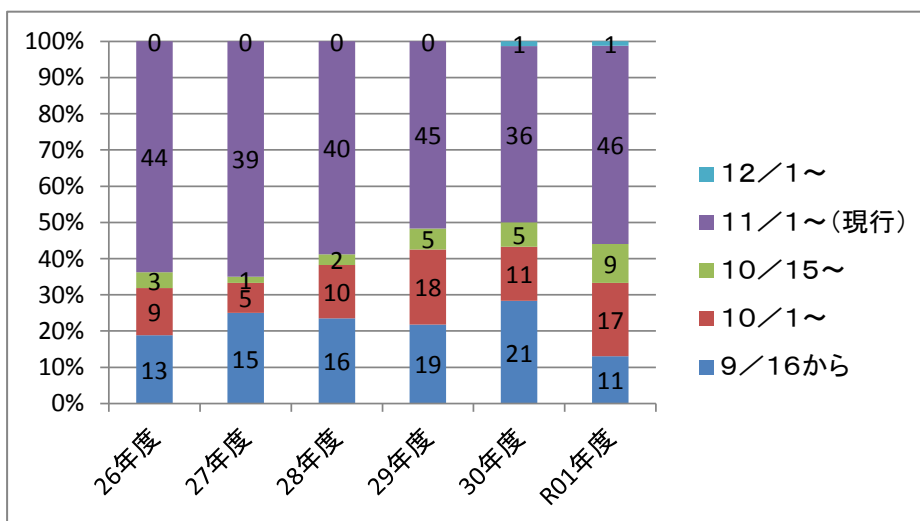
1 年度別 複数応募の認知度



2 年度別 複数応募の賛否



3 年度別 複数応募の開始時期



* 30年度、1社から複数応募には賛成だが、時期については上記以外の回答あり。

若年者雇用問題検討会議設置要綱（案）

1 趣 旨

若年者の雇用失業情勢については、全体の失業率が改善が進んでいる中、若年層の失業率は依然として高水準で推移しているほか、減少傾向にあるもののフリーターが依然として数多く見られるところであり、その背景には、新規学卒者の就職環境の厳しさや、職業意識が不十分であるために安易にフリーターを選択する者、就職しても早期に離職する者が多いこと等が指摘されている。

このため、「若年者雇用問題検討会議」を設置し、地域における若年者の職業意識形成支援、就職支援等を総合的に検討し、職業安定機関が職業能力開発関係機関や教育行政機関等との連携・協力のもと、効果的に施策を展開できるよう体制整備を図ることとする。

2 内 容

(1) 若年者雇用問題検討会議の設置

新潟労働局は、関係行政機関、学校関係者、産業界、NPO等の関係者を委員とする若年者雇用問題検討会議を設置する。

(2) 委員

以下の担当者を委員とする。

新潟県産業労働部しごと定住促進課、新潟県産業労働部職業能力開発課

新潟県総務管理部大学・私学振興課、新潟県教育庁義務教育課

新潟県教育庁高等学校教育課、新潟市教育委員会学校支援課

新潟市経済部雇用政策課

（一社）新潟県経営者協会、新潟県中小企業団体中央会

（一社）新潟県商工会議所連合会、新潟県商工会連合会

日本労働組合総連合会新潟県連合会、（国）新潟大学、長岡大学

（一社）新潟県専修学校各種学校協会、新潟NPO協会、

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業訓練センター

新潟労働局、新潟公共職業安定所

(3) 協議・検討事項

本会議においては、次の事項に係る地域における現状や諸問題、各種支援事業の実施状況及び今後の事業の在り方について協議する。

① 学生生徒等若年者の職業意識形成支援に関する事項

② 新規学卒者、未就職卒業者の就職支援に関する事項

③ 若年失業者（いわゆるフリーターを含む。）の就職支援に関する事項

④ 若年者の職業意識形成支援及び就職支援に係る関係者の連携に関する事項

⑤ ①から④に関する年間行動計画の策定、実施に関する事項

(4) 若年者支援年間行動計画の策定

本会議では、各機関が実施する若年者関係施策について、関係者が理解を深め、

効果的な事業の実施のための連携の強化を図ることを目的に年度ごとに若年者の職業意識形成支援、就職支援等に関する若年者支援年間行動計画（以下「計画」という。）を策定する。

本計画においては、新潟労働局又は新潟労働局が高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業訓練支援センター、新潟県その他関係行政機関等との連携により実施する若年者の職業意識形成支援関連事業、就職支援関連事業、職業能力開発支援事業その他若年者関連事業に関し、その実施時期、実施内容及び対象者等の具体化を図る。

（５）計画の実施

新潟労働局において、本計画に基づき、各事業の実施に当たって、地域の事業主等に協力を求めるとともに、各事業の対象者が在学する学校等に対し、事業の実施内容について説明し、その実施を働きかける。

3 事務局

検討会議の事務局は新潟労働局職業安定課に置く。

附 則 本要綱は平成15年4月1日から施行する。
平成16年4月1日一部改定
平成17年4月1日一部改定
平成18年4月1日一部改定
平成19年4月1日一部改定
平成23年3月8日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正（委員の組織名の変更）

令和2平成31年度 若年者支援年間行動計画（案）

資料No.7

若年者雇用問題検討会議

I 職業意識形成支援に関する事項

その他(新型コロナウイルスの影響等欄【①影響なく予定どおり実施、②実施するが時期や方法等の見直しが必要、③関係機関と協議のうえ判断、④中止】)

事業名	事業概要	対象者	時期	実施主体等	その他(新型コロナウイルスの影響等)
1 中学生に対する職業意識形成支援					
①キャリア探索プログラム(職業講話)の実施	・公共職業安定所職員等や様々な職種、業種で働く者等が講師として学校に出向き、職業等に関する講話を行うもの。	・中学生	年間	公共職業安定所 中学校	③
②ジュニア・インターンシップ(職場体験)の実施	・中学校と連携して「総合的な学習の時間」等を活用し、中学生自ら職業情報の収集、職業体験を通じて職業観を育成するもの。	・中学生	年間	公共職業安定所 中学校	②
③職業レディネステストの実施	・自己理解や職業への理解、興味を深めるため、必要に応じ公共職業安定所職員が学校へ出向く等により実施するもの。	・中学生	年間	公共職業安定所 中学校	②
④市内就労促進事業(キャリア啓発事業)	・子どもたちに将来の夢や希望が持てる仕事観・職業観を育み、仕事を創造する力やチャレンジ精神を身に着けるため、キャリア教育の一環として、次代を担う人材を育成するとともに、地元就職への意欲醸成を図る。	・中学生	年間	新潟市	①
2 高校生に対する職業意識形成支援					
①キャリア探索プログラム(職業講話)の実施	・公共職業安定所職員等や様々な職種、業種によって働く者等が講師として学校に出向き、職業等に関する講話を行うもの。	・主として高校1、2年生	年間	公共職業安定所 高校	②
②ジュニア・インターンシップ及び職場見学の周知及び受入先開拓	・高校生が早期からの職業適性、地域産業、職業に関する理解を深めるために有効なジュニア・インターンシップや職場見学を周知し、受入先企業を開拓するもの。	・県内企業	年間	公共職業安定所 高校	②
③ジュニア・インターンシップ(職場体験)、職場見学の実施	・職業に関する情報や現場での体験を通じ、職業観を育成するもの。	・主として高校1、2年生	年間	公共職業安定所 高校	②
④職業レディネステスト、職業適性検査等の実施	・自己理解や職業への理解、興味を深めるため、必要に応じ公共職業安定所職員が学校へ出向く等により実施するもの。	・主として高校1、2年生	年間	公共職業安定所 高校	②

事業名	事業概要	対象者	時 期	実施主体等	その他（新型コロナウイルスの影響等）
⑤保護者向けセミナーの実施	・保護者の就職問題に関する知識や関心を高め、生徒の適切な進路選択に関する理解を促進するため、公共職業安定所職員等を講師とした保護者向けセミナー実施するもの。	・高校生の保護者	年間	公共職業安定所	③
⑥高校生就職ガイダンスの実施	・本格的な就職活動を開始する前に十分な就職への動機付けや職業・企業選択能力の向上を図るもの。	・高校3年生	7～8月	新潟労働局 公共職業安定所	③
⑦地元企業の高校内企業説明会の実施	・高校在学中の早い段階から、建設・介護等の人手不足産業を中心とした地域の産業についての理解、地元企業の実態等について企業の担当者等から話しを聞く機会を設けることにより、生徒の職業意識形成を図るもの。	・高校1、2年生	年間	公共職業安定所 高校	③
⑧市内就労促進事業（1dayインターンシップ事業）	・地元企業を知る機会を設け、将来、就業（転職等を含む）を考える際に、地元企業を選択肢とする動機づけを図るもの。	・高校生	7～8月	新潟市	③
3 大学生等に対する職業意識啓発支援					
①就職支援セミナーの開催	・就職に関する心構えや就職意欲を喚起する内容のセミナーやグループワーク等を公共職業安定所職員等を講師に開催するもの。	・大学生 ・専門学校等	年間	新潟労働局 公共職業安定所 若者しごと館	③
②学生用ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援の実施	・「学生用ジョブ・カード」を大学・専門学校などで普及を進め、職業意識の形成、向上のためのキャリア教育のツールとして活用するもの。	・大学生 ・専門学校等	年間	新潟労働局 公共職業安定所	②
③市内就労促進事業（1dayトライアルワークの実施）	・産学官連携により、参加型ワークショップを開催し、地元企業就労への意識醸成を促進するもの。	・大学生	11月 （予定）	新潟市	③
④市内就労促進事業（学生と企業若手社員との交流会）	・企業の若手社員との交流会（意見交換）を実施し、普段の働き方や休日の過ごし方などを聞くことで、新潟で働くことのイメージを持たせ、地元就職への動機づけを図るもの。	・大学生 ・専門学校生	11月 （予定）	新潟市	③

事業名	事業概要	対象者	時 期	実施主体等	その他（新型コロナウイルスの影響等）
4 フリーター等若年者に対する職業意識形成支援					
①地域若者サポートステーションの運営	・地方自治体の主導による各地域の特性に応じた若者支援ネットワークの構築、維持を行い、若者の職業的自立を支援するもの。	・ニート等の若年者	年間	三条・新潟・下越・長岡・上越地域若者サポートステーション	①
②新潟地域若者サポートステーションの運営	ジョブトレーニングや保護者セミナーの開催、臨床心理士によるサポートを行い、職業的自立を支援するもの。	・就職氷河期世代を含む若年無業者	年間	新潟地域若者サポートステーション	①

II 就職支援に関する事項

事業名	事業概要	対象者	時 期	実施主体等	その他
1 高校生に対する就職支援					
①就職支援ナビゲーター等による個別相談等の実施	・就職支援ナビゲーターを公共職業安定所に配置し個別就職支援を行うもの。	・就職希望者	年間	公共職業安定所	②
②高校生就職ガイダンスの実施	・就職活動前に十分な就職への動機付けや職業、企業選択能力の向上を図るもの。	・就職希望者	7～8月	新潟労働局 公共職業安定所	③
③企業説明会の開催	・企業の担当者から求人内容等の説明を聞き、応募先の選択の向上を図る。	・就職希望者	7～8月	公共職業安定所	③
④就職面接会の開催	・就職未内定者の状況に応じて、就職活動を支援するための面接会を開催するもの。	・就職未内定者	11～3月	新潟労働局 公共職業安定所	③
⑤就職準備講習会（社会人準備セミナー）の実施	・就職後の環境の変化にスムーズに対応できるよう、社会人としての知識・ビジネスマナーの習得、就職意識の向上や職場定着の促進を図る。また、就職未内定者については、就職意欲の喚起を図る。	・就職内定者 ・就職未内定者	11～3月	公共職業安定所 若者しごと館	③
⑥未内定者セミナーの実施	・将来への目標を再確認して就職への意欲を高め、主体的な就職活動を行えるようにする。	・就職未内定者	11～1月	公共職業安定所	③

事業名	事業概要	対象者	時期	実施主体等	その他（新型コロナウイルスの影響等）
⑦事業主との情報交換会	・事業主と高校進路指導担当者による産業事情に関する情報交換会を開催するもの。	・高校進路指導担当者	5～7月	公共職業安定所	③
⑧「ユースエール認定企業」の周知活用	・若者の採用・育成に積極的な企業である、ユースエール認定企業（雇用管理の状況などが優良な中小企業）を積極的にPRすることにより、地域の企業とのマッチングを促進する。	・就職希望者	年間	新潟労働局 公共職業安定所	①
⑨青少年雇用情報の提供	・自分に合った就職先を選択できるよう、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報（青少年雇用情報）を学校、生徒へ提供する。	・就職希望者	6～3月	公共職業安定所	①
⑩各種助成金の活用	・トライアル雇用奨励金、三年以内既卒者等採用定着奨励金を活用し常用就職に繋げる。	・1月以降就職未内定者 ・高校既卒者 ・高校中退者	年間	公共職業安定所	①
⑪高校中退者に対する支援	・学校中退前後の時期を捉えて、公共職業安定所における就職支援に繋げるほか、必要に応じて、若者しごと館、地域若者サポートステーション等の支援機関への誘導等を行い各機関と連携し就職支援に繋げる。	・高校中退者	年間	公共職業安定所 高校 若者しごと館 三条・新潟・下越・長岡・上越地域若者サポートステーション	①
⑫離学者に対する就労支援施策等の周知	・離学者などを対象として、職業相談、職業訓練、学び直し支援等に係る相談先等を盛り込んだリーフレットを作成し配布するもの。	・高校中退者、未就職卒業者及びその保護者	年間	新潟労働局 高校 新潟県	①
⑬若年者進路選択支援事業	・テクノスクール等を活用した様々な職業体験「ワークトライアル」を開催し、職業の選択と総合的な就職の支援及び職業訓練の紹介を実施する。	・学生 ・高校生 ・未就職卒業者 ・フリーター等若年求職者	年間	新潟県	②

事業名	事業概要	対象者	時期	実施主体等	その他（新型コロナウイルスの影響等）
2 大学生等に対する就職支援					
①就職支援ナビゲーター等による個別相談等の実施	・大学等と連携し、学生等の就職状況の把握を行い就職支援を行う。	・新規大学等卒業予定者 ・既卒者（卒業後3年以内）	年間	公共職業安定所	②
②企業説明会・就職面接会の開催	・就職活動を支援するための企業説明会及び面接会で、県・労働局の共催又は県内各公共職業安定所などが開催するもの。	・新規大学等卒業予定者 ・既卒者（卒業後3年以内）	年間	新潟県 新潟労働局 公共職業安定所 新潟商工会議所	③
③「ユースエール認定企業」「若者応援宣言企業」の周知活用	・若者の採用・育成に積極的な企業である、ユースエール認定企業（雇用管理の状況などが優良な中小企業）及び若者応援宣言企業（一定の労務管理体制などが整備されている企業）を積極的にPRすることにより、地域の企業とのマッチングを促進する。	・新規大学等卒業予定者	年間	新潟労働局 公共職業安定所	①
④青少年雇用情報の提供	・自分に適した就職先を選択できるよう、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報（青少年雇用情報）学校、生徒へ提供する。	・新規大学等卒業予定者	年間	新潟労働局	①
⑤各種助成金の活用	・トライアル雇用奨励金、三年以内既卒者等採用定着奨励金を活用し常用就職に繋げる。	・1月以降就職未内定者 ・大学等既卒者 ・大学等中退者	年間	公共職業安定所	①
⑥学生用ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施による就職支援	・就職活動の前段階で学生用ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを通じて、自分の強み、企業へのアピールポイントを明確化し、主に中小企業に提出する自己PRシートとして活用を図る。	・新規大学等卒業予定者	年間	公共職業安定所 （一社）新潟県専修 学校各種学校協会	①
⑦企業ガイドブックにいがたの作成	・地元企業の企業情報及び新卒者向けの採用計画を紹介するガイドブックの作成。	・新規大学等卒業予定者等	12月 （予定）	公共職業安定所 新潟市 新潟商工会議所	①
⑧大卒等県内就職促進対策の推進	・県内企業の人材確保及び県内就職希望の大学等卒業者の県内就職促進を図るため、「にいがたUターン情報センター」等を活用し、県内企業・求人情報の提供及び職業相談・紹介を実施するもの。また、首都圏大学等への進学者の保護者や1～3年生の大学生へUターン就職に関する情報提供する。	・新規大学等卒業予定者 ・既卒者（卒業後3年以内） ・1～3年生の大学生	年間	新潟県 新潟労働局 公共職業安定所	①

事業名	事業概要	対象者	時期	実施主体等	その他（新型コロナウイルスの影響等）
⑨離学者に対する就労支援施策等の周知	・離学者などを対象として、職業相談、職業訓練、学び直し支援に係る相談先を盛り込んだリーフレットを作成し配布するもの。	・大学等の中退者、未就職卒業者及びその保護者	年間	新潟労働局 大学等 新潟県	①
⑩大学等中退者に対する支援	・学校中退前後の時期を捉えて、公共職業安定所における就職支援に繋げるほか、必要に応じて、若者しごと館、地域若者サポートステーション等の支援機関への誘導等を行い各機関と連携し就職支援に繋げる。	・大学等中退者	年間	公共職業安定所 大学 若者しごと館 三条・新潟・下越・ 長岡・上越地域若者 サポートステーション	①
⑪にいがた就職応援便	・市内金融機関と連携し、学資ローンの利用手続きをする際に「にいがた就職応援便」の申込みを受け付け、子の就職に影響のある保護者宛に就職に関する有益な情報を届ける。	・就職を控える学生等を持つ、市内在住の保護者	6月、 10月、 3月	新潟市	①
⑫インターンシップ参加促進	・県内外の大学生等に対する県内企業でのインターンシップの参加促進と企業における受入拡大を図るため、インターンシップを希望する学生と企業のマッチングを行う。	・大学生等	年間	新潟県	②
⑬U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業	・県外在住の大学生等が、県内で就職活動等を行う際に、移動にかかる交通費及び宿泊費を助成し、U・Iターン就職の促進を図る。	・新規大学等卒業予定者 ・インターンシップ参加者	年間	新潟県	①
⑭企業参加型奨学金返済支援事業	・若者の市内就労の促進と企業の人手不足解消を目指し、奨学金の返済を抱える新規学卒者等の経済的負担を諸手当等により支援する企業の支援額の一部を支援する。	・新規大学等卒業予定者	年間	新潟市	①
⑮若年者進路選択支援事業【再掲】	・テクノスクール等を活用した様々な職業体験「ワークトライアル」を開催し、職業の選択と総合的な就職の支援及び職業訓練の紹介を実施する。	・学生 ・高校生 ・未就職卒業者 ・フリーター等若年求職者	年間	新潟県	②

事業名	事業概要	対象者	時期	実施主体等	その他（新型コロナウイルスの影響等）
3 未就職卒業者に対する就職支援事業の活用					
①若年者職業能力開発訓練の実施 ・学卒者向け職業訓練 ・未就職卒業者向け職業訓練	・求職者支援訓練において、学卒未就職者枠の設定 ・公共職業訓練において、長期の学卒者向け訓練コースや、短期の離職者向け訓練コースに学卒未就職者の受講優先枠を設定し実施するもの。	・新規学卒者 ・未就職卒業者	年間	新潟労働局 公共職業安定所 新潟県	①
②各種助成金の活用	・トライアル雇用奨励金、三年以内既卒者等採用定着奨励金を活用し就職に繋げる。 ・移住支援金を活用し東京23区在住・通勤者の移住・就業を促進する。	・未就職卒業者 ・東京23区在住・通勤者	年間	新潟労働局 公共職業安定所 新潟県	①
③若年者進路選択支援事業【再掲】	・テクノスクール等を活用した様々な職業体験「ワークトライアル」を開催し、職業の選択と総合的な就職の支援及び職業訓練の紹介を実施する。	・学生 ・高校生 ・未就職卒業者 ・フリーター等若年求職者	年間	新潟県	②
4 フリーター等若年者に対する就職支援					
①「わかものハローワーク新潟」等における就職支援ナビゲーターの職業相談によるフリーター等の正規雇用化の促進及び定着指導の実施	・就職支援ナビゲーターが、学校を卒業して就職したものの、職場に馴染めないなど定着に不安を持つ者への相談指導やフリーター、長期無業者への担当者制による職業相談を実施することにより、フリーター等の正規雇用化を促進するもの。	・学卒就職者 ・フリーター等若年求職者	年間	公共職業安定所	①
②「ユースエール認定企業」「若者応援宣言企業」の周知活用	・若者の採用・育成に積極的な企業である、ユースエール認定企業（雇用管理の状況などが優良な中小企業）及び若者応援宣言企業（一定の労務管理体制などが整備されている企業）を積極的にPRすることにより、地域の企業とのマッチングを促進する。	・フリーター等若年求職者	年間	新潟労働局 公共職業安定所	①
③トライアル雇用による正規雇用化の促進	・職業経験、技能等から就職が困難な若年者等に対して、原則3ヶ月のトライアル雇用期間中（有期雇用）に業務遂行に必要な指導を行うとともに、終了後の常用雇用につなげるもの。	・フリーター等若年求職者	年間	公共職業安定所	①
④就職面接会の開催	・就職活動を支援するための面接会を開催するもの。 ・就職面接会において応募書類作成、添削指導等の支援を実施する。	・フリーター等若年求職者	年間	公共職業安定所 新潟県	③
⑤フリーターセミナーの実施	・フリーターの正規雇用を支援するため、少人数制のセミナーを開催し、自己発見、気づきのための交流の場を設ける各種セミナーを実施すること及びカウンセリングを実施するもの。	・フリーター等若年求職者	年間	新潟安定所 若者しごと館	②

事業名	事業概要	対象者	時期	実施主体等	その他（新型コロナウイルスの影響等）
⑥年長フリーターセミナーの実施	・年長フリーターの正規雇用を支援するため、これらの者の働く自信を回復し、就職への意欲を高めるとともに、的確な就職活動の方法を習得するための段階的なセミナー、カウンセリングを実施するもの。	・年長フリーター（主として35歳～40代前半）等若年求職者	年間	新潟安定所 若者しごと館	②
⑦ネットカウンセリングの支援	・ネットによるカウンセリング指導及び応募書類の添削等支援するもの。	・学生 ・高校生 ・未就職卒業者 ・フリーター等若年求職者	年間	若者しごと館	①
⑧カウンセリングの実施	・利用者及び各種セミナー実施後や企業説明会等実施時に希望者に対してカウンセリングを併せて実施するもの。（職業適性検査等も実施）	・学生 ・高校生 ・未就職卒業者 ・フリーター等若年求職者	年間	公共職業安定所 若者しごと館	②
⑨若年者職業能力開発訓練の実施 ・短期課程活用型デュアルシステム（導入訓練付き） ・日本版デュアルシステム ・委託訓練活用型デュアルシステム	・職場体験を通じた職業意識の啓発や訓練意欲の喚起から、施設内及び教育訓練機関等における座学と企業における実習訓練を組み合わせた教育訓練を一貫した形で行うこと等により、若年者を実践に強い職業人として育て、職場定着を図るために職業訓練を実施するもの。 ・正規雇用に従事できるよう、専門性の高い職業訓練メニューを拡充し実施する。	・フリーター等若年求職者 ・職業能力開発機会に恵まれなかった者	年間	公共職業安定所 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 新潟支部 新潟県	①
⑩若年者に対する求職者支援訓練の実施	・訓練期間2～4か月で社会人スキル（自己理解・ビジネスマナー等）と就職に必要な基礎的な技能又は想定職種に対しての実践的な技能及びそれに関する知識を付与する基礎コースと、訓練期間3～6か月で想定職種に対しての実践的な技能及びそれに関する知識を付与する実践コースがあり、この職業訓練を受講することによるスキルアップを通じて早期再就職を目指すもの。なお、訓練受講者は一定の要件を満たす者には、訓練期間中、職業訓練受講給付金を支給する。	・若年求職者	年間	公共職業安定所 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 新潟支部 新潟県	①
⑪ジョブ・カード制度の実施	・フリーター等職業能力形成機会に恵まれない者に対し、職業訓練への誘導を行い、訓練終了後の能力評価を行うジョブ・カードを活用しながら正社員等への移行を促進する。	・フリーター等若年求職者	年間	新潟労働局 公共職業安定所	①

事業名	事業概要	対象者	時 期	実施主体等	その他（新型コロナウイルスの影響等）
⑫若年者進路選択支援事業【再掲】	・テクノスクール等を活用した様々な職業体験「ワークトライアル」を開催し、職業の選択と総合的な就職の支援及び職業訓練の紹介を実施する。	・学生 ・高校生 ・未就職卒業生 ・フリーター等若年求職者	年間	新潟県	②

Ⅲ その他

事業名	事業概要	対象者	時 期	実施主体等	その他
1 進路指導者等若年者キャリアコンサルタントの育成支援					
①進路指導担当者に対する実地研修の実施	・進路指導担当者が労働市場を十分理解し、職業指導の向上が図られるよう実地研修を実施するもの。	・主として新任の高校進路指導担当者	年間	公共職業安定所	②
2 職場定着支援					
①若年労働者に対するセミナー等の実施	・若年労働者の継続就業の動機付けに資する講習等を実施するもの	・入社前の若年労働者	年間	若者しごと館	③
②職場定着支援の周知	・就職後であっても職場での悩み等仕事に関することであれば、ハローワーク等関係機関が幅広く相談できることを「しごと応援カード」により周知するもの。	・新規学卒者 ・35歳未満の就職者	年間	公共職業安定所	①
3 情報発信支援					
①ホームページ等を活用した情報発信	・就職や若年者の職業意識形成に役立つ情報及び資料等を、ホームページや動画、広告媒体を用いて積極的に発信するもの。	・学生 ・高校生 ・フリーター等若年求職者	年間	公共職業安定所 若者しごと館 新潟県 新潟市 新潟商工会議所	①
4 労働法の普及					
①労働法制の普及	・在学中の段階から労働法制に関する知識等の周知を図るため、学校等と労働局、ハローワークが連携を図り、労働法制に関する基礎的知識の講義を行う。 ・パソコンやスマートフォンで労働法制を学べる。ラーニング教材（厚生労働省作成）の周知を行う。	・学生 ・高校生	年間	労働局 公共職業安定所 若者しごと館 高校・大学等 新潟県	③
5 その他					
①保護者のための就職応援講座	・県内の就職採用状況の説明や、企業人事担当者によるパネルディスカッション等を開催し、子の就職に対する保護者のサポートの在り方や、地元就職に関する知識や関心を高める。	・大学生、専門学校生を持つ保護者	未定	新潟県 新潟市	①